

介護予防・日常生活支援

総合事業がスタートします！

※主に要支援1・2の方が対象です。

平成29年4月1日から



介護保険法の改正に伴い、「介護予防・日常生活支援総合事業」が創設されました。北島町では平成29年4月1日から以下のとおりサービスを開始します。この事業は、高齢者の介護予防と自立した日常生活支援を目的としています。相談、お問い合わせは下記までお願いします。

訪問型サービス（ホームヘルプ）

◆介護予防訪問介護相当のサービス

訪問介護職員が自宅を訪問し、身体介護や生活援助（洗濯、掃除など）見守り援助等を行います。

◆緩和型訪問介護サービス

平成29年4月から開始予定の新しいサービスです！生活支援員等が訪問し、生活援助（買い物、調理、洗濯、掃除等）のみが目的の場合に利用者の自己負担額が安く利用できます。

NEW!

自己負担の目安（1割負担）

週1回の利用	月額 1,168 円
週2回の利用	月額 2,335 円
週3回の利用	月額 3,704 円

週1回の利用	月額 934 円
週2回の利用	月額 1,868 円
週3回の利用	月額 2,963 円

通所型サービス（デイサービス）

◆介護予防通所介護相当サービス

介護保険事業所等で、介護予防を目的に食事や入浴などの日常生活上の支援や運動機能向上のための支援を日帰りで行います。

◆緩和型通所介護サービス

平成29年4月から開始予定の新しいサービスです！生活機能向上のための訓練やレクリエーション活動を通して健康づくりを行います！利用者の自己負担額が安く利用できます。

NEW!

自己負担の目安（1割負担）

週1回の利用	月額 1,647 円
週2回の利用	月額 3,377 円

週1回の利用	月額 1,482 円
週2回の利用	月額 3,039 円



介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センターの職員などに相談し、サービスの種類や回数を決め、ケアプランを作成してもらいます。(無料)

北島町地域包括支援センター

☎ 088-698-8951

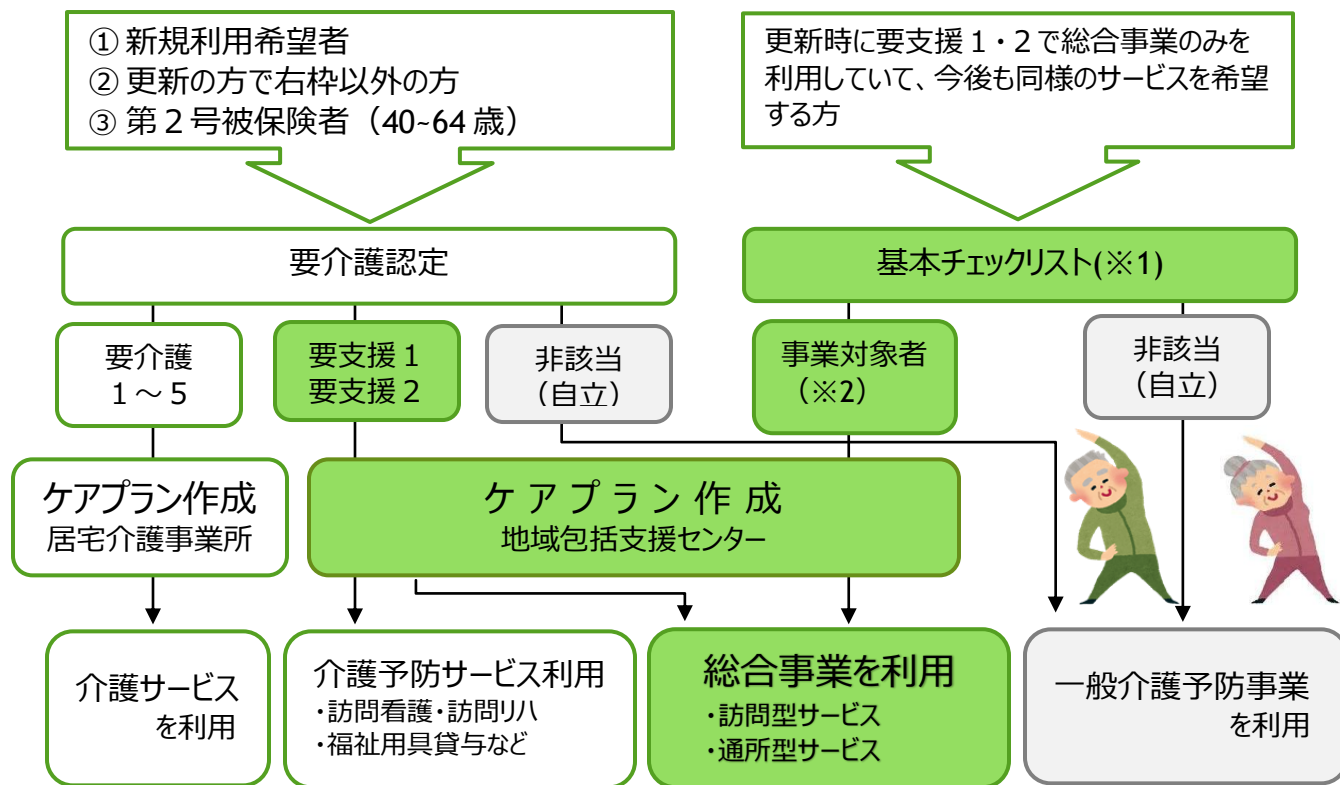
【相談時間】

午前8:30～午後5:15

サービス利用の流れ



◆新規サービス利用希望者は必ず要介護認定を！



※1 基本チェックリスト：25項目の質問項目で日常生活に必要な機能が低下していないかの調査票

※2 事業対象者：基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方

要介護認定については
北島町役場保険福祉課 ☎088-698-9805